

令和
7年度

東広島市 人材育成等 支援事業補助金



人材の確保が難しい中小企業等が、
従業員のスキルアップ、リスキリングなどの人材育成を
目的とした取り組みに要する費用の一部を支援します。



補助率・補助上限額

実施区分		補助率	上 限
研修・セミナー参加型	通常枠	1 / 2	15万円 ※受講者1人に対しては5万円まで
	女性活躍応援枠	2 / 3	
外部人材活用法	通常枠	1 / 2	20万円
	女性活躍応援枠	2 / 3	

※ 両実施区分を合わせて、同一申請者の総額は20万円を限度とします。

対象期間

※期間内であっても予算額に達し次第終了します

【申請受付期間】 令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

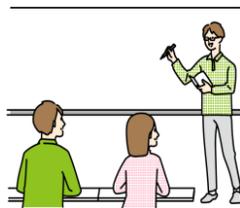
【事業実施期間】 交付決定を受けた日から令和8年3月31日（火）※実績報告書提出

	4月	5月	6月	...	2月	3月
申請受付期間	→					
事業実施期間	★交付決定後 →					

以下のような取り組みにご活用いただけます

研修・セミナー参加型

従業員のスキルアップにつながる研修・セミナーへの参加、資格取得など



外部人材活用法

外部の講師を招いて実施する社内研修など



対象者

次の(1)～(5)のすべてを満たす者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所を有し、今後も市内において事業を継続する意思のある者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」へ協力できる者
- (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」へ登録している者

※その他、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第2条第2項に該当しない者



対象事業

研修・セミナー参加型

■ 取組例

- ・業務上必要な資格取得や技能習得
- ・国や県等が実施する研修やセミナーへの参加
- ・外国人材に対する言語学習

■ 対象経費

受験料、受講料、研修参加費、教材費(あらかじめ受講案内等で定めがある場合)、旅費交通費(就業規則で定めがある場合)

【女性活躍応援枠】

- ・女性幹部人材の育成に資する研修やセミナーへの参加

外部人材活用型

■ 取組例

- ・兼業・副業人材等の活用による従業員のスキルアップ
- ・専門家や講師を招聘して行う社内研修
- ・キャリアコンサルタントによる支援

■ 対象経費

謝金及び報酬(宿泊費・交通費を含む)、研修開催に係る施設利用料(設備を含む)、外部人材派遣に係る委託費及び仲介手数料

【女性活躍応援枠】

- ・人事コンサルタントなど外部人材を活用した女性幹部人材への支援



必要書類

- ・東広島市人材育成等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ・人材育成等事業実施計画書(別記様式第2号(その1)又は(その2))
- ・誓約書兼同意書(別記様式第3号)
- ・補助事業に係る経費額の根拠書類(見積書、パンフレット等)
- ・対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類(研修・セミナー参加型のみ)
- ・東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類(履歴事項全部証明書、確定申告書等)
- ・市税に滞納がないことの証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

申請方法

必要書類を揃えて、東広島市産業振興課へメール郵送又は持参にてご提出ください。

お問い合わせ



東広島市 産業部 産業振興課 地域産業支援係

☎082-420-0921

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 / ✉hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp

